

## 社会福祉法人同愛記念病院財団役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人同愛記念病院財団(以下「当法人」という。)定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次により報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員(週3日以上勤務する役員をいう。)については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤の役員等については、業務に応じて報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 役員等には、退職手当を支給しない。

(常勤役員の報酬等の額)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬 別表第1に掲げる額
- (2) 賞与 別表第2に掲げる額

(非常勤の役員等の報酬の額)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第3に掲げる額とする。

(理事が職員である場合)

第5条 当法人の職員を兼ね職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく報酬及び賞与は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給については、次の各号に定めるところとする。

- (1) 報酬については、同愛記念病院正職員給与規程第7条に定めるところによる。
- (2) 賞与については、同愛記念病院正職員賞与規程第3条本文の規定を準用する。

2 非常勤の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費の支給)

第7条 非常勤の役員等が会議等に出席するために要した交通費は、実費を支給するものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は平成29年6月9日より施行する。

この改正規程は令和5年7月1日から施行する。

別表第1

常勤役員の報酬	週4日以上勤務する場合 月額750,000円
	週3日勤務する場合 月額500,000円

別表第2

常勤役員の賞与	夏季及び冬季にそれぞれ報酬月額の2か月分
---------	----------------------

別表第3

(1) 評議員の報酬

評議員会への出席	日額 10,000円
----------	------------

(2) 理事の報酬

理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 30,000円

(3) 監事の報酬

監事監査等への出席	日額 15,000円
理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 30,000円